

半田市市民チャレンジ協働プラン推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 半田市市民チャレンジ協働プラン（以下「プラン」という。）の評価、進行管理、中間年における見直し案の評価及び市民協働の推進を図るため、半田市市民チャレンジ協働プラン推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) プランの評価に関すること。
- (2) 市民協働の推進に関すること。
- (3) その他プランの推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) N P O 法人、市民活動団体に所属する者
- (3) 事業所の社会貢献活動、SDGs（持続可能な開発目標）又は地方創生に関する見識を有する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

2 委員の定数は、8名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、5年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部市民協働課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。